

2019年度 成年後見人材育成研修 大阪会場 開催要綱

成年後見人材養成研修は成年後見制度を活用する社会福祉士が受講可能な研修です。各県士会権利擁護センターぱあととなあに登録して成年後見活動をするための「名簿登録研修」を受講するための必須研修となります。

修了者は権利擁護センターぱあととなあ和歌山成年後見人候補者名簿に登録することになります。

(※別途名簿登録料が必要です)

- 1. 研修目的**
- (1) 専門職後見人としての社会福祉士が身につけるべき知識・技術を習得し、権利擁護センターにおける成年後見人としての一定の力量を確保すること。
 - (2) 地域で相談援助にあたる者が、成年後見制度活用の知識、技術を習得すること。

2. 日時・場所

【人材育成研修】

- 1日目 2019年5月11日(土) 大阪府社会福祉会館 301
- 2日目 2019年6月1日(土) 大阪府社会福祉会館 505
- 3日目 2019年6月22日(土) 大阪社会福祉指導センター研修室②
- 4日目 2019年7月13日(土) 大阪社会福祉指導センター研修室③

【名簿登録研修】 ※内容などは人材育成研修1日目にお知らせします

※ぱあととなあへの名簿登録には「名簿登録研修」の受講が必要です。

- 5日目 2019年8月3日(土) 大阪社会福祉指導センター研修室③

※実施時間は、各日、7時間程度です(昼休憩 60分含む)

3. カリキュラム(予定)

- (1) 講義・演習等：4日間23.5時間(各日概ね午前9時～午後5時)
- (2) 事前課題：指定する7科目は「事前課題」を提出して頂きます。
※各日程の課目(調整中)と課題については、受講決定後に別途ご案内します

4. 受講要件 次の要件すべてを満たす者

- (1) 日本社会福祉士会の正会員である都道府県社会福祉士会に所属する社会福祉士
- (2) 日本社会福祉士会の基礎研修Ⅲを修了している者
- (3) 研修修了後権利擁護センターぱあととなあに名簿登録し、受任できる者
→修了後は後見活動を行う旨所属機関にあらかじめ了解を得ておいてください。
- (4) 都道府県の会長が成年後見活動に資すると認める者
- (5) カリキュラムの全課程を出席できる者

5. 受講対象及び定員 (50名)

大阪社会福祉士会会員 40名(※名簿登録研修を受講する方を優先します)

各都道府県社会福祉士会会員 10名

※なお、受講申込が一定数に満たない場合は、研修開催を中止することもあります。

6. 受講費 5万円(別途市販テキスト代、約14,000円が必要となります)

※一旦納入された受講費は、主催者(大阪社会福祉士会)の責による場合以外は返金いたしません。

※「名簿登録研修」の受講料を含みます。名簿登録研修を受講されない場合でも返金はありません。

7. 申 込 別紙申込書と受講誓約書、および 受講志望動機（別途400文字程度任意の用紙に記載）を下記申込先まで郵便またはFAXにてお申してください。
（電話・E-mailでの申込は受け付けておりません）

（一社）和歌山県社会福祉士会 事務局 宛

①郵 送：〒640-8319 和歌山県和歌山市手平2丁目1-2 和歌山ビッグ愛 6階

②FAX：073-499-4529

※FAX申込の場合はくれぐれも番号に間違いのないようお願い致します。

◎申込締切日 平成31年3月18日（月） ※郵便は消印有効、FAXは必着

8. 受講決定 受講決定は、あらかじめ決められた定員に基づき、次の方法で決定します。
- (1) 大阪社会福祉士会に所属する会員の受講決定は、大阪社会福祉士会が決定します。
 - (2) 大阪社会福祉士会以外に所属する会員の受講決定は、先着順とします。
 - (3) 上記によりがたい事項については、大阪社会福祉士会成年後見人材育成研修実行委員会が協議の上受講者を決定します。
 - (4) 申込定員を超えた場合は、大阪社会福祉士会が申込者の相談員としての経験年数・職歴・応募動機などを総合的に判断し、受講者を決定します。

9. 受講可否の連絡など

- (1) 受講可否は、3月末～4月上旬に郵便にてご連絡します。申込者が定員を越えた場合は、受講できない場合がありますのでご了承ください。
- (2) 受講申込が一定数に満たない場合は、研修開催を中止することがありますのでご了承ください。
- (3) 会場案内、受講費の納入方法、テキストの購入方法、事前課題については、受講可否の連絡時にご案内します。

10. 修了要件 研修の修了には、次の基準を満たす必要があります。

- (1) 面接授業の出席が100%であること
- (2) 事前課題を提出すること
- (3) 修了評価で一定の水準を満たすこと

※成年後見制度を正しく理解しているかを確認するため、20問の正誤記述問題による試験を行い、「成年後見制度に関する知識の正確性」を採点基準に、100点満点中70点以上を可とする。
なお、修了試験が不可の場合、レポート課題を課し70点以上獲得の場合のみ修了を認める。
ただし、期限内の提出がない場合は終了できない。

11. 研修単位について

- (1) 本研修は、認定社会福祉士制度の研修として認証予定となっています。

認証科目：後見制度の活用（成年）（分野専門/高齢分野、ソーシャルワーク機能別科目群）

単位数：2単位

認証番号：20170019

※認定社会福祉士の認定申請については、認定社会福祉士認証認定機構に各自でご確認をお願いします。

12. 主 催 公益社団法人大阪社会福祉士会 相談センターぱあとなあ

TEL 06-4304-2772（平日午前10：00～18：00） / メールアドレス ofuku@oacsw.or.jp